

eラーニングによる青色防犯パトロール 講習の実施要領について

令和7年6月

兵庫県警察本部
生活安全企画課

eラーニングによる青色防犯パトロール講習を積極的に活用していただくため、実施要領等を案内します。

eラーニングによる講習の概要

○ 概要

インターネットを利用した動画等による講習及びミニテストを受験し、合格した者を「青色防犯パトロール講習」の受講者とみなすもの。

○ 受講内容等

① 動画の視聴

基礎編、応用編、広報編（約33分）

② パトロール実施地域を管轄する警察署のホームページの閲覧 → 犯罪発生状況等を確認（効果的なパトロール実施のため）

③ ミニテストの回答及び送信

○ 接続方法（パソコン及び携帯電話）

【接続先】 <http://forms.gle/cVxewSSw5rYcFTFb9>

※こちらの二次元バーコードからも接続できます→

しっかりと確認
してください！



具体的な事務

○ 団体（代表者）が行うこと

① 受講番号の確認・交付

定期講習受講者～パトロール実施者証の番号の確認

（例）23-3

事前講習受講者～新規実施者に仮の番号を交付（例）初-1、初-2

※eラーニングでは、団体名と受講番号を入力する欄があります。

② 受講後、事前講習受講者（新規実施者）の管轄警察署への追加申請

○ 管轄警察署が行うこと

① 受講後のパトロール実施者証への押印

② 団体の申請に基づき、警察本部に事前講習受講者の追加申請（上申）

○ 警察本部が行うこと

① eラーニング講習の受講状況を確認し、定期講習受講者については、団体や受講日などの受講データを管轄警察署に送付

② 事前講習受講者については、管轄警察署からの申請に基づき、パトロール実施者証を作成し管轄警察署に送付



お願い

- ・ 団体名は、正式名称を入力してください。
- ・ 受講番号を間違えないようにしてください。
※ 番号を間違えると他の人が受講したことになってしまいます。



インターネットに接続できる人がいない団体については、これまで通り、管轄警察署による講習の受講をお願いします。